

いぐさ「ひのみどり」の輸入は違法行為です！！

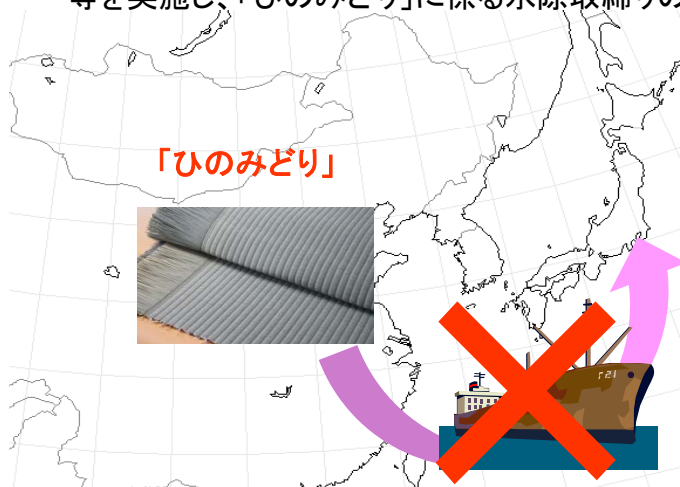
- 昨年、中国産「ひのみどり」製畳表の国内での流通が初めて確認され、その育成者権者である熊本県は、当該畳表を輸入した業者に対して是正・改善を求めました。
- 「ひのみどり」は種苗法に基づく登録品種であり、原草はもちろん、「ひのみどり」を使用した畳表、ござなどの加工品を輸入した場合は、法律違反となりますのでご注意ください。

1. 「ひのみどり」の輸入は育成者権の侵害となります

- － 「ひのみどり」の育成者権者である熊本県は、その海外への持出しを許諾していないため、中国等から輸入されたいぐさが「ひのみどり」と判明した場合は、育成者権の侵害に該当します。
- － 育成者権を侵害した者は、種苗法による法的措置として、刑事罰（10年以下の懲役又は/併科1000万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)）を科せられる場合があります。なお、いぐさの育成者権は、原草や畳表だけでなく、加工品であるござにも及びます。

2. 「ひのみどり」の輸入は税関での取締りの対象となります

- － また、育成者権侵害品を輸入した者は、関税法による法的措置として、刑事罰（10年以下の懲役又は/併科1000万円以下の罰金(法人は1000万円以下の罰金)）を科せられる場合があります。
- － なお、税関としても、「ひのみどり」と他品種の識別のための研修等を実施し、「ひのみどり」に係る水際取締りの実効性を強化。



農林水産省



税関

(参考1) 国内初の中国産「ひのみどり」が確認

- (1) H23.4月、熊本県に、中国産「ひのみどり」製であることが疑われる畳表の情報が寄せられました。
- (2) 熊本県は、問題の畳表を輸入した業者に対して是正・改善を求めました。
- (3) 当該業者は、H24年1月、熊本県に対して
 - ①当該畳表が見つかった施設における畳の全張替え
 - ②再発防止のための業務改善の実施を内容とする報告書を提出しました。

※詳細については、熊本県のウェブサイトに掲載されています。

(<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/70/20120210.html>)

(参考2) 「ひのみどり」の特徴

- ・茎が細い
- ・着花(花痕)が非常に少ない
- ・変色茎の発生がほとんどない

※DNA鑑定による原草や畳表、ござなどの加工品の品種識別技術も確立しています。



▲ひのみどり 直径約1.10mm



▲一般品種 直径約1.35mm

【お問合せ先】

食料産業局知的財産課 tel:03-6738-6444

東京税関業務部総括知的財産調査官 tel:03-3599-6260